

水道原水検査結果虚偽報告に関する調査結果説明会の質疑応答要旨

問 今回の虚偽報告が始められたのは、地下水を汚染した周辺企業をかばうのが、本当の理由ではなかったのか。

答 虚偽報告の理由は重要なポイントであり、書類調査、事情聴取でも特に念入りに確認した。指摘の内容が虚偽報告の理由になっていた証拠はなかった。

問 照合した原本自体に改ざんはなかったか。

答 検査機器からの打ち出しデータに基づく検査結果と議会報告と突合した。

問 今回の虚偽問題について、だれが責任を取るのか。

答 調査委員会で明らかになった問題発生の経過と原因をしっかりと受け止め、信頼回復と再発防止策に全力を挙げて取り組みたい。

問 外部からの不当な圧力や要求とは具体的にどんなことか。

答 法律にのっとって、仕事をしている公務員に、違法なことをするようにという、要求があった場合等です。

問 報告書にある暫定基準とは、どういうことか。

答 正式に水道水質基準として定められたのは平成4年であります。平成元年当時は暫定基準となっています。

問 市は当時の局長を告訴すべきである。

答 現在、顧問弁護士と相談しており、時効の問題や虚偽報告の理由等を含め、総合的に判断したい。

問 なぜ平成元年3月議会から虚偽報告になったのか。

答 水の需要が伸び井戸がフル回転していたので、汲み上げをストップすることになれば、給水量が確保できなくなって、市民生活に支障をきたすと判断したものです。

問 基準値の超えている井戸の汚染物質を取り除き、きれいな水を市民に供給してほしい。

答 様々な水質の井戸原水を浄水場で浄化処理し、基準値内の飲料水を市民に供給している。安心願いたい。

問 今は基準値内（トリクロロエチレン）でも、今後基準値を超える可能性はある。汚染物質の原因究明の調査をするよう要望する。

答 京都府と協議しながら取り組んでいく所存である。

問 人体に影響がないか、不安である。

答 水道局が行った自己検査と民間機関で行った委託検査の数値はほぼ同じで、すべて水質基準を下回っているので、人体に影響はない。

問 公文書を偽造した罪はどうなるのか。

答 水質検査結果の数値を改ざんすることは、一種の犯罪的行為に当たると認識している。専門家の意見を聞き、総合的に判断していきたい。

問 有害物質を流出している企業を調査しないのか。

答 この調査委員会は、なぜ議会へ虚偽報告をしたのか、その原因の究明と再発防止の提言をすることが目的である。

問 府営水道のブレンド率は、どうなっているのか。

答 導入までは、市民向けが20%程度の予定であったが、全体の水需要が落ち込んだため、平成14年度は約30%であり、今年度は30%を超えている。